

江南市 消費生活センターだより

消費生活相談 TEL : 0587 - 53 - 0505

月曜日～金曜日（土日祝日除く） 9～12時、13時～16時30分

レンタル料無料
水のみ購入



契約内容をよく確認して ウォーターサーバーのレンタル契約

ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予期せぬ高額な解約料が発生したという相談が寄せられています。

【事例】

スマホの機種変更のため、家電量販店内の携帯ショップに出向いた。スマホの話が終わると担当者が代わり、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター（月額約3千円）の契約を勧められ、了承してしまった。担当者が私のスマホから申し込み手続きをし、契約書は渡されていない。2カ月間利用したがやはり必要ないので解約したいと思い、事業者に連絡すると、解約料が1万円を超えると知って驚いた。解約料の説明はなかった。（70歳代）

トラブル防止のポイント

ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。

家庭内の設置場所や一人で水を交換できるか、また、本当に必要かよく考えましょう。契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、契約書は書面でもらうようにしましょう。

場合によってはクーリング・オフができる可能性があります。
困ったときは、**江南市消費生活センター**へご相談ください。

親しい仲間同士のつながりを利用した マルチ取引の勧誘に注意

友人や知人を勧誘して買い手を増やしていくマルチ取引の勧誘が障がい者同士のつながりを利用して行われているケースがみられます。

自分も参加している身体障がい者のグループの知人夫婦から久しぶりに会おうと喫茶店に呼び出された。来るとは知らなかった別の障がい者の知人から健康食品のマルチ取引を勧誘された。二人だけ紹介すればすぐにお金が入るという。「お金がない」と何度も断ったが、知人夫婦が支払いを立て替えてくれるというので、断り切れず自宅で契約した。返品解約したい。(50歳代)



たとえ親しい人や
仲間からの誘いであっても、
必要のない契約であれば
「契約しない」と
きっぱり断りましょう。

トラブル防止のポイント

「人を紹介すれば報酬が得られる」「月〇〇万円稼げる」などの説明をうのみにせず、事業者の実態やもうけ話の仕組み、解約方法等をよく確認しましょう。

被害の早期発見や拡大防止のためにも、家族や周囲の人は変わった様子がないかなど日ごろから気を配りましょう。

少しでも不安に感じたら、家族や周りの人と一緒に、
江南市消費生活センターへご相談ください。